

### 【宮戸特別緑地保全地区】

宮戸特別緑地保全地区は、朝霞市の北部宮戸3丁目に位置し、新河岸川右岸に面した段丘地にある斜面林です。平成2年度より「朝霞市緑化推進条例」により保護地区として緑地の保護を図ってきましたが、平成6年に地区面積の3分の2にあたる樹林地が開発の危機にさらされるなどしたため、保全の措置が急務となりました。そこで市の予算と国庫補助金を活用して市で買収し、特別緑地保全地区として樹林地を保全しています。

宮戸緑地保全地区は2つの樹林から構成されており、植林されたスギ、ヒノキとクヌギ、コナラなどを主体とした落葉広葉樹が広がる雑木林です。また、緑地斜面下部には野火止用水跡や水田が広がり、良好な郷土景観が残されています。

現在、市民ボランティアの皆さんのご協力をいただき、樹林及び林床を管理するため定期的に枯損木の処理、間伐、下草狩り、清掃活動などを行い樹林地を維持管理しています。

所在地	朝霞市宮戸3丁目
区域面積	5,471.39 m <sup>2</sup>
所有者	朝霞市
都市計画決定日	平成18年8月25日 朝霞市告示第141号
場所	東武東上線朝霞台駅より北へ約1.6キロ 徒歩約20分



《樹林地内の散策路》

《特別緑地保全地区と水田》

